

令和元年 第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和元年10月10日(金)午後1:30~2:00

2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
〃	2	長井 進
〃	3	下村 勇一郎
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
〃	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (3人) 4番 工藤 勉、5番 荻沢 功、6番 橋端 哲美

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第17号 非農地証明願について

(令和元年第12回10月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、3番下村勇一郎君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第12回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議事録署名委員には2番長井進君、並びに、9番佐藤久美子君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に、日程第3、議案第16号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3ページをお開きください。</p> <p>日程第3、議案第16号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借が1件です。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>議案第16号、受付番号第11号の申請は、譲渡人が引き続き農業者年金の受給のため使用貸借権の設定で設定期間は20年間です。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、4ページ、5ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>4ページ、5ページに議案書の写し、6ページに農地法第3条1項の調査書、7ページ、8ページに許可申請書の写し、9ページに使用貸借契約書の写し、10ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、6ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の</p>

	<p>常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、利用状況調査については、農業者年金を受給するための再設定ですので、省略いたしました。</p> <p>以上、受付番号第 1 1 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に対して、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 1 6 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 1 6 号は原案のとおり承認することとしました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 1 7 号、非農地証明願についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 3 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>1 1 ページをお開きください。</p> <p>日程第 4、議案第 1 7 号、非農地証明願について説明いたします。</p> <p>農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否か、農地・非農地の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めものです。</p> <p>受付番号第 3 号について内容説明いたします。</p> <p>受付番号第 3 号の非農地証明願は、令和元年 9 月 2 4 日に申請があり、同日受付しております。</p> <p>申請人及び証明を受けようとする土地については、1 3 ページ記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った理由及び現在の管理状況について、現況は所有者の高齢及び労働力不足により長年耕作しておらず、林地化となっている状況で、農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>1 2 ページに議案書の写し、1 3 ページに非農地証明願の写し、1 4 から 1 5 ページに相続人全員の同意書の写し、1 6 ページから 1 7 ページに案内図、位置図等の写し、1 8 ページに方向図の写し、1 9 ページから 2 0 ページに公図の写し、2 1 ページから 2 4 ページに登記事項証明の写し、2 5 ページから 2 6 ページに現況写真を添付してありますので参考に願います。</p> <p>以上、受付番号第 3 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 1 番田守委員から報告を求めます。</p>

<p>田守 委員</p>	<p>議案第17号、受付番号第11号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は、田として耕作していましたが、所有者の高齢及び労働力不足のため、長年耕作していない状況です。</p> <p>現在は、林地化しており、申請地に通じる道路も狭いため農作業等が困難な状態と 思われます。</p> <p>また、相続人が遠方に住んでいることや、農業経験が少ないため、農地への復元は 困難と思われます。</p> <p>よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第17号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第17号は原案のとおり承認することとしました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和元年第12回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名者

署名者